

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成26年6月23日)

〔常任委員会〕

○ 竹野兼主委員長

皆さん、おはようございます。

今日は、都市・環境常任委員会及び予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。初めに、市民の傍聴の方がお二人みえていらっしゃることをご報告させていただきたいと思います。

そして、本日の委員会の運営ですが、できればきょう1日で終わりたいなど。もし終われない状況であれば、あす予備日がありますが、少し延長してでも何とかきょう中に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、そうしたら、この都市・環境常任委員会につきましての、今回の委員会の中で所管事務調査を行うかどうか、皆さんにご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○ 川村幸康委員

正副案ありますか。

○ 竹野兼主委員長

とりあえず、今、特別にないので、まず委員の皆さんにお諮りするというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

委員会終わるまでではあかんのですか。きょうやっておって、これやっておる中で出てきたら、それというのもあるやろうし、最初からなしと決めておくのではなくて、もしこの議会のこの委員会が終わるまでにもしあるんならそれでもいいし、正副案がないならそんな格好で。なかったらなかったで、なしでもええのかなと私は思います。

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

休会中の所管事務調査については、また別のところで取り上げますし。

○ 川村幸康委員

この間の各委員に説明してもらったやつありますやろう、ポンプ場のやつね。説明は説明で聞き及んだんですけれども、実際にあれ、予算どれぐらい流用されて、損失もどれぐらいあるのか、その辺はなかなか、個別に聞いただけでよくわからなくて、委員会としたらちょっと金額も大きいので、それはきちっと委員長判断で個別に丁寧に説明してもらったのはいいんですけれども、中身がちょっとわかりにくかったのは、水が出たとか、予想しておったよりもあれで、そうやけれども、予算額大きいので、あれ。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

実は今委員会の中で協議会をさせていただくように、正副打ち合わせのところまで進めていくことでしておりますので、協議会を受けた経緯の中で、休会中の所管事務調査に移るのかどうかというのはまた確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 竹野兼主委員長

それでは、請願第2号住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める意見書の提出についてをまずお諮りしたいと思います。

請願第2号 住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める意見書の提出について

○ 竹野兼主委員長

本日は、この請願につきましては、理事者のほうが説明するものというのではありません。そんな中で、山本里香議員が今回紹介議員になっておりますので、この紹介議員の方の説明を、もし必要とあれば出席していただくように準備をしておりますので、まずは、書記のほうから、請願についての趣旨説明を行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 濱瀬議会事務局主事

よろしく申し上げます。議会事務局濱瀬です。

読み上げます。

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生している中、公務労働者は国、地方を分かつたず、復旧、復興に向けて全力で取り組んでいます。国の機関ではこれらの活動に当たり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮しています。国と地方自治体が連携して復旧に当たらなければ、迅速な取り組みは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧、復興の活動は報道でも取り上げられ、国と地方自治体の公務、公共サービスの重要性が再認識されています。

これらを背景に、構造改革路線の問題点も指摘される中、現在の都道府県制度を廃止し、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する道州制導入の議論が活発化しています。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし、福祉、教育などにかかわる国家責任が大きく後退すること、また、さらなる市町村合併によって住民生活、地域格差の拡大が一層進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念されます。

地方整備局を初め、国土交通省の出先機関は国民生活の基盤を支え、自然災害への対応や交通運輸などの幅広い行政を行っており、国民の安全・安心を守るためになくてはならない国の出先機関です。

国の出先機関の業務には、自然気象の観測や予報する国民生活に密接な地方気象台を初め、道路、河川、港湾などの社会基盤の整備や維持管理を行う地方整備局、陸運、海運、鉄道や空港などの交通の安全・安心を守る地方運輸局や地方航空局など、広域的、全国的な見地から中枢ネットワークを担う、国が直接実施すべき重要な機関です。

これら業務を道や州の広域行政体に移管した場合には、経済競争力の強化を目的として、州都など都市部への集中投資が強行され、財政力の乏しい地域では防災対策や老朽化対策、通常の維持管理もできなくなりかねません。道州制の導入や国の出先機関の廃止、移譲は国民生活の生活基盤を揺るがし、地域格差を生み出すなどの大きな問題点を含んでいます。

さまざまな政府統計が示すとおり、就業、営業の悪化により国民の所得と消費は下がり続け貧困層が増大するなど、就学さえ困難な子供たちが増加しています。また、東海地震や東南海、南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっています。こうした中で、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の發揮が不可欠です。

国の出先機関の廃止を目的とした地方分権改革や道州制は、地域において国が果たすべ

き責任と役割を曖昧にするもので、国、地方行政が力を合わせて地域住民の生活を守るといふ方向にはならないと考えます。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願いいたします。

請願事項 1、国民、地域住民が安心して生活できるよう、国と地方の共同を強めるとともに、国土交通行政の体制、機能の充実を図ってください。

2、道州制導入ありきではなく、国民のための議論を進めるとともに、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関である地方気象台、地方整備局、地方運輸局、地方航空局のほか、独立行政法人の体制、機能の充実を図ってください。

3、国、地方の予算配分を震災などの防災予算や生活関連へ重点配分をしてください。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

趣旨説明はというか、以上のとおりなんですが、委員の皆さん、先ほどもお話しさせていただきましたように、紹介議員は加藤清助議員、そして山本里香議員ですが、加藤清助議員は、今、産業生活常任委員会のほうに出席されておりますので、山本里香議員には待機していただいておりますが、いかがでしょう。何か質疑をする必要、もし質疑したいというのであれば、こちらのほうに来ていただく準備はできておりますが。

#### ○ 川村幸康委員

ようわからんのやけど、理事者の説明がないというんやけど、国に出すということは内閣に、どこに出すの。国土交通省でもないんやな。国土交通行政となっておるで。どこに出すのかな。

#### ○ 荒木美幸副委員長

一番最後のところに、関係省庁充てということで、衆参両院議長、それから、内閣総理大臣及び財務大臣、総務大臣、国土交通大臣ということで記してあります。

以上です。

○ 川村幸康委員

私たちのにはない。

○ 竹野兼主委員長

そうです。

○ 荒木美幸副委員長

失礼しました。

○ 川村幸康委員

もう一遍言って、どこやった。

○ 荒木美幸副委員長

繰り返します。衆参両議院議長、それから内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

いかがでしょうか。もし山本里香議員に説明を求めなければ、この後、採択するかしないか進めていきたいと考えておりますが。

○ 川村幸康委員

私は説明してもらわなくても、この文面で判断できると思います。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

他に。よろしいですか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、この請願第2号住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める意見書の提出について、賛成の方の挙手を求めたいと思います。いかがでしょうか。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

賛成ゼロということで、この請願につきましては不採択と決定させていただきます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、請願第2号住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める意見書の提出につきましては、不採択と決定いたしました。

[以上の経過により、請願第2号 住民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成者なしにより不採択とすべきものと決する。]

[予算常任委員会分科会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、予算常任委員会都市・環境分科会の都市整備部、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第13款災害復旧費を進めていきたいと思いますので。理事者を入れますので、しばらくお待ちください。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第13款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

○ 竹野兼主委員長

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費について説明を求めたいと思いますが、まず、伊藤部長、ご挨拶よろしく申し上げます。

○ 伊藤都市整備部長

皆さん、おはようございます。

都市整備部からは、先ほど委員長からありましたように、補正予算の関係、それから空き家の条例、それから市道路線の認定、リニアの意見書、それから、協議会に切りかえていただきまして、橋梁と公園の長寿命化、それと末永・本郷の区画整理事業ということで説明させていただきます。

では、まず最初に、一般会計の補正予算、河川課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 若林河川排水課長

どうぞよろしくお願いたします。

資料につきましては、こちらの予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第2号）、こちらのほうでさせていただきますので、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

はい。

○ 若林河川排水課長

それでは、1ページをごらんください。

平成26年6月一般会計補正予算（第2号）、都市整備部関連部分をご説明いたします。

1ページ、補正予算総括表でございます。



下から2番目の欄、災害復旧費、土木施設災害復旧費、河川災害復旧費としまして1400万円を計上させていただきました。

2ページをごらんください。

概要でございます。事業名につきましては、平成26年度発生土木災害復旧単独事業費でございます。今回補正額が1400万円、その財源としましては、地方債1100万円、一般財源300万円でございます。今回は市単独事業として計上させていただいておりますけれども、国の災害査定を受けていまして、補助対象分を認めていただけましたので、交付決定が出次第、財源のほうを補助事業として更正をさせていただく予定でございます。

3ページでございます。

具体的な内容を示しております、平成26年4月29日から30日にかけての大雨によりまして、采女町地内の小池川におきまして護岸崩壊の被害を受けました。災害復旧事業により復旧工事を行って、機能復旧を図るものでございます。

内容といたしましては、護岸工を50mということになっております。

下のほうの写真につきましては、次の4ページにも同じものを示させていただきましたので、4ページをごらんください。位置図を兼ねております。

場所としましては、右上にちょうど内部小学校がございます。これから約400mぐらい南へ下がったところで、左から右へ流れておりますのが小池川でございます。写真の1、上流側についてですが、長さが20mの区間で被災をしております。手前側は完全に崩壊をしております、これが約10m、その向こう側に倒れそうな護岸がございます、これが10m、合わせて20mということでございます。それから下流へ350mほど下がりまして、②の区間でございます。これは30mにわたって護岸が崩壊をいたしております。

現在の状況ですけれども、この2カ所につきましては、河川内に倒れました護岸の撤去と、崩れております箇所についてを土のう積みによりまして仮復旧、応急復旧を終えておるところでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、ご発言願いたいと思います。

○ 加納康樹委員

復旧していただきたいのでぜひよろしく申し上げますと言いたいところなんですけど、ちょっと記憶にないので、そもそもこの4月29日から30日にかけてこういう災害が起こったということに関して、私たちにいつ報告があったんでしたっけ。それを教えてほしいんですが。

○ 山本都市整備部理事

申しわけございません。この災害については、この地区の議員さんのほうにお知らせはさせていただきましたが、全議員にまではお知らせをさせていただきますでした。申しわけございません。

○ 加納康樹委員

ですよ。ちょっと記憶にはなかったもので、この議案を見るまでそんなことがあったんだという感じだったので、これだけの復旧をしなければならない災害だったんだったら、地区の議員と言わずにご報告もいただいたほうがこういうときにスムーズかなと思うので、今後、ご配慮もいただければと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 智広委員

4月29日から30日にかけての大雨だということですけども、ほかの市内での状況というのはあるんですか。

○ 山本都市整備部理事

この4月29日から30日につきましては、全市で調べましたが、このような被災を受けたのはここだけでした。降り方が多かったは多かったんですが、幸いにもここだけで済んだというのが現状でございます。

○ 森 智広委員

結構です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 三平一良委員

国の災害復旧の補助事業で採択を受けたということですが、財源内訳を教えてください。

○ 若林河川排水課長

災害査定を受けて補助事業になるということで査定はいただきましたけれども、具体的な内示額についてはこれから出てくることになりますので。基本的には仮復旧で土のうを積んでおりますけれども、これについては補助対象にはなりません。それ以外の護岸の取り壊しから護岸の復旧にかけての工事につきまして補助対象として認めていただけることになります。補助対象率としましては、3分の2をいただくことになっております。

○ 三平一良委員

決まっておるわけやわな。

○ 若林河川排水課長

そうです。

○ 竹野兼主委員長

三平委員、よろしいですか。

○ 三平一良委員

いいです。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 中村久雄委員

今回、この延長は合計で50mというところですがけれども、ほかの部分も強度とかもやっぱり検査はしているのでしょうか。だから、今回、ここを修復したらそこは強くなって、またほかの、弱いところがちょっとの雨でやられるというふうなことになってつまらないので、あとは補助復旧事業ですから、なかなかほかのほうは難しいかな、国の採択も難しいかと、予算づけも難しいかと思えますけれども、全体としての見通しをお聞かせください。

○ 若林河川排水課長

委員おっしゃるとおり、この付近には同じような原因のところがあるかもしれません。それについては、通常のパトロール、現場を見たりはしているんですが、もう少し丁寧にこちらのほうを見て、被災しそうな要因があれば早期に対応して、コンクリートを埋めるだとか、土を埋めるだとか、そういう対応をしていきたいと思っております。

○ 中村久雄委員

ぜひこの就農されている方が作業ができないようにならないように、台風シーズン迎えますのでよろしくお願いします。

以上です。

○ 川村幸康委員

原因は何やったん。

○ 若林河川排水課長

河川の水位の上昇に合わせて護岸の裏側にも水が回ってしまいまして、降雨が終わった後に河川の水位は下がりますけれども、裏側にある水圧というのはすぐには回復しませんでしたので、それがもとで水圧で倒れたというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

そうすると、やっぱりどこか直さなあかんの違う、この辺。きれいに壊れておるで、恐らく原因は災害というけど、変な話やに、田んぼのほう、あぜ、ようけ削っておったら弱っていくやん。それから、あぜ低くしておったら弱るやん。そこらはあるんやったら、災害したで直すということとは違うて、予防とすると、あぜがさがっていったらやっぱり弱るに決まっておるで、それでこれ多分こけたんかなと思っておるで、雨もようけ降ったんやろうけどね。

だから、少しはそれは河川排水課やけど農水振興課のほうにも、あぜくらいは少し高うしてもらえるような話、ただ、田んぼつくるのもやりにくいんかどうか、また別の話になるやろうけど、護岸しておるところの後ろのあぜはきちっとせんと、わしのところらでもコンクリートで片っぼの人が削ってこやへんけど、片っぼの人がぐっと削ってきて崩れていくんやわな。ええ悪いは別やに。一生懸命やるもんで深く削ってまうやわさ。

だから、そこらはちょっとどこかで考えやんと、あぜはあぜでのりしろ50cmとかあるんやろうでさ。それ削っていくと、恐らく、絶対にここずっとなるぜ、そこを言わんと。言にくいけど、言わんとそれはどこでもある話や、道路でも。アスファルト、大体欠けていくとき、そうやん。田んぼ道のほう、下の農家の人削るやんでさ。それはきちっと言っておいたほうがええん違うかな。だから、河川排水課だけじゃなくて農水振興課のほうにもお願いという形でやっぱり頼まんと、たびたびあるん違うかな。

以上です。

#### ○ 若林河川排水課長

おっしゃるとおりかと思imasので、そのように、調査もする中で農水振興課とも協議をしていきたいと思imas。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費については、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

異議なしと認めます。議案第2号につきましては、可決とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

それでは、続きまして、議案第9号四日市市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを説明いただきたいと思います。

議案第9号 四日市市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○ 中村建築指導課長

それでは、議案第9号四日市市空き家等の適正管理に関する条例についてご説明申し上げます。

まず、お手元の都市・環境常任委員会資料、A3に見開きになっている中身、1ページをごらんください。

これまでに当委員会の協議会等でご説明も申し上げてきましたものから、基本的なものは変わってございませんので繰り返しの部分もございませうがご了承ください。

初めに、当条例案の制定背景でございますが、全国的な少子高齢化などにより、近年、顕在化している空き家は周辺地域に危険や危害等を及ぼす要因になるなど、全国で大きな社会問題となっております。また、利活用が可能な空き家については積極的に利活用を図っていくことにより、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられることからでございます。

まず、空き家の状況でございますが、資料左上の表をごらんください。これは、総務省が平成20年に実施しました住宅土地統計調査の結果でございます。あくまで統計値ではございますが、その右側の表に四日市市の状況でございます。住宅総数約13万戸に対して、約1万6000戸が空き家として存在しております。そのうち、賃貸用住宅などのいわゆる目的のあるものを除いたもの、いわゆる純粋な空き家が約7000戸あることになっております。また、その7000戸のうち木造戸建て住宅が約4700戸を占めておりまして、その中の約1400戸が主要な構造部分に腐朽や破損のある、いわゆる管理の行き届いていない住宅が存在しているのが現状でございます。

そのため、本条例を制定することで、空き家等の管理不全な状態を解消し、また、管理不全となる空き家となる前に有効な利活用を図ることで安全で良好な住環境を確保し、防犯や防災にも強いまちづくりを推進しようというものでございます。

この条例では、空き家の適正管理に係る消費者等の責務を定めるとともに、空き家の有効活用についての努力義務を定めております。管理不全な状態になることを予防し、また、管理不全な状態の解消に向けての規定を設けてございます。

次に、本条例の対象範囲でございますが、建築物その他工作物が対象となります。そして、その建築物が有人か無人かが大きな判別になります。その無人としての状態ですが、いわゆる常時または長期間未使用の状態にされているかを判断して、その状態であれば原則的に本条例の対象となります。そこで、管理が行き届いていないものは指導措置等の対象となり、また、適正に管理されている場合においても、利用目的のないものに対して活用促進を図ろうというものでございます。

次に、管理不全なものへの対応でございますが、指導措置等の対応フローにありますよ

うに、現地での実態調査を行い、所有者等の特定を進め、まずは所有者等自身において適正に管理していただくよう促します。粘り強く所有者等への指導を進めますが、中にはなかなか対応していただけないものもございます。そうした場合には、現状の実態、いわゆる危険性とか公益性、それらを勘案しまして指導、勧告を行うものでございます。さらに、いわゆる悪質性を勘案して、命令等の措置にも入っていくのかなというふうに考えてございます。最終的には行政代執行が必要な場合もあると考えております。

また、本条例には危険性が伴うもので緊急的な措置が必要なものに対しては、軽易な行為も含めて緊急安全措置を規定してございます。ですので、機動的な対応が可能になっているというふうに考えてございます。

右側には今回の条例を体系化したものを添付させていただいております。

なお、本条例の施行でございますが、本年10月1日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら発言をお願いいたします。

#### ○ 中村久雄委員

議案聴取会でも聞いたと思うんですけども、指導措置等のフローの中の個々、個々によって非常な違いがあると思うんですけども、タイムテーブルというか、目標の期間、時期をどのような形で、標準的なものを示していただきたいという話をしたんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

#### ○ 中村建築指導課長

この件につきましては、議案聴取会するときにも回答でもさせていただいてはございますが、まず、指導等のいわゆるタイムテーブル、これにつきましては、通常、許認可業務であれば、いわゆる一般的な処分に係る日数等は標準的なものを定めるわけでございますが、この空き家等の指導につきましては、建物撤去、修繕など、いわゆる不利益処分、こういうものを課すわけでございますので、これを一概に何日という標準的なものというのはなかなか難しいのかなと。



と言いますのは、これまでもやってきたケースの中では、例えば所有者を突きとめるためにいろいろ戸籍調査をやっていく中で、せっかく見つけても、厳密に戸籍等を調べてこの人だなということで行くと相続放棄をしていたとか、相続放棄をしてしまうとか、そういう形で一概に標準を定めるということがなかなか難しい。ですので、ケースによってそれが1年に伸びるものもあれば、それこそ30日である程度進んでいくものもあるというのは現状ですので、タイムテーブルを定めてやるというのはなかなか現実的には難しいというのはご理解いただきたいなというふうに思っております。

### ○ 中村久雄委員

今現在でもこういう空き家でその付近の人が火を起したらどうやとか、そういう心配もたくさんされているわけで、この空き家条例に期待をかけるところも多々あるんですけど、今の中でもやはり地元自治会でいろんな働きかけしても全然行方がわからんとか、全く空き家にはなっていないとかいうところがあったんですけど、そういうときにやっぱりこの空き家条例ができることによって、非常に悪いケースですよ、そのケースのときに行政代執行に至るまでどれぐらいの期間を頭の中で目安とかいうのはみんな考えたいなど、知りたいなと思うと思うんですけど、その辺の、一番最悪なケース、どういうふうに考えたらどれぐらいに実際はなるんでしょうね。素人なのでその辺の目安なんかちょっと聞けたらありがたいかなと思うんですけど。

### ○ 中村建築指導課長

例えば行政代執行をするには、まず相手が特定できなとなかなかできないというものがございまして。それと、今回の条例の中には緊急安全措置というものを設けさせていただいております。いわゆる管理不全な状態には今回大きく三つ、いわゆる建築物の老朽化での危険性、もう一つは、例えば開口部が不用意に開けっ放しで、そこに子供たちとか浮浪者が入っておるとか、それともう一つは、庭木等の立木、これが近隣の方に、近隣地へ伸びて伸び放題になっていると。ですので、安全性という面からいけば、例えば緊急的に開口部をふたするとか、今回、緊急安全措置でブルーシートとか開口部の閉鎖、こういうものはいわゆる所有者の同意なしにやれるような形で設けております。

ですので、確かに老朽化というものの中には非常に危険なものも部位によってはあると思います。そういうものはとりあえずそういう形の措置をしながら、ある程度、先ほども

申しましたように、まずは指導をやっていく中でそれが公益性とかそういうものの危険性で勧告をしたり、それから、最後には悪質性という形で、相手がわかっている状態ですけど、何度言ってもそれに応じてこないと、そういうものには最終的には代執行に移っていく可能性も残しておくという形になるのかと思いますけど、それをやはり何日というのは正直ここでお答えすることはなかなか難しいかなというふうに思っています。

○ 中村久雄委員

済みません、参考までに、相手がどうしてもわからなかった場合というのものもあるわけですか。そういうときはどういうふうな措置を。

○ 中村建築指導課長

一応、建築物の中には登記がしてあれば、これはいわゆる亡くなれば次の相続等に移るわけですが、未登記の物件のものについては、建物の場合はある程度、税情報とか近隣の方からの情報を得ながらやっていくわけですが、やはり途絶えてしまう場合もございます。その場合はそれ以上追えない場合もございます。実際には、その場合には、先ほど言いました緊急安全措置、こういうもので対応しながら様子を見ていく。最終的にはそれをどうするかというのは、例えば裁判所等にも訴えかけてお願いできればいいんですが、やはり相手が見つからないものというのはなかなか今の現状ではちょっとできないのが現状であります。

○ 中村久雄委員

今の現状では相手がないものはそのまま、安全措置はするけれどもそこにあるままという形ですか。

○ 中村建築指導課長

やはり相手が、所有者が全然わからないということであれば、原則、今の状態を危険性をできるだけ回避するような形で緊急措置を行いながらという形になるのかなというふうに考えてございます。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

## ○ 村上悦夫委員

この条例はいい方向で定めていただいたと思っています。今の中村委員に関連するかもわかりませんが、行政代執行した場合、建物を壊した、所有者もわかっていた、その場合に居住財産の適用で固定資産税というのは適用されておりますね。その場合の処置は現行でいけば更地になれば宅地としての正規の課税対象になっていくと思うんです。

その辺を一遍聞きたいのと、それと、実際に行政代執行する、税金を使って取り壊すわけですよね。だけど、勧告をし、撤去してほしいという状況で進めていったことに関して、やっぱり個人が行政代執行することに同意したとしても、その後回収する部分、行政代執行した税金を使った代金はどういう形で回収できるのか。

それと、もしできない場合があるとします。その場合にその土地の権利に対してそういった行政が担保するというのも可能な状態で進めていくことができるのかどうか、そのあたりちょっと聞きたいんですけど。

## ○ 中村建築指導課長

先ほどの行政代執行の件、3点ほどいただきました。

まず、行政代執行についてでございますが、まず一つお断りしておきたいのは、行政代執行は全て壊してしまうというイメージが、例えば道路の場合の行政代執行ですと、その道路に係る部分ということで建物全部壊すという場合もございますが、行政代執行でほかの行政庁でちょっと参考で見てきた場合、いわゆる安全を担保するまでの行政代執行というやり方もあるわけです。

それと、もう一つは、行政代執行をやる場合、必ずしも、上部、建物は壊しても基礎はそのまま残しておく、いわゆる危険性を回避するというのがこの行政代執行ですので、行政代執行で例えば基礎まで全部とる必要性というのがあるのかという議論も、これ、やはり法律の中ではあるわけでございます。

ですので、まず行政代執行する場合においては、例えばひさしが道路からはみ出て、それがぼろぼろ落ちてくるという場合においては、例えば建物が健全であれば、そのひさしの部分だけ切って周りにいわゆる仮囲いをするなりして安全を確保すると、いわゆる最小限度で、個人の財産ですので、そこまで踏み込めない場合もございますので、当然、建物

によってはもう老朽化して除却しなければならないというものもございます。

そういう場合には、当然、全体壊すという場合もございますが、ただ、全てをもし壊す場合においては、まず税金の面でございますが、建物が無いという状態になれば、これは税の部署が判断をしていただくわけになるわけでございますが、その判断によっては固定資産税が建物が無い状態ということになれば、税金は通常のいわゆる減免措置はなくなってしまうということになるかと思えます。

それから、行政代執行についての回収でございますが、基本的に行政代執行をすれば相手に対するお金の徴収をします。ただ、ここでも一つ問題あるのは、土地と建物が違う権利者の場合もございます。中にはその上に借地で建物を建てておる場合には、その人は建物だけは持っておったけど、あと全然財産が無いという場合も中にはございます。ただ、そういう場合においても、相手に対する徴収はするというのは原則でありますので、それは最後まで追っていかなければならないのかなというふうには思っております。

それから、土地の権利の関係ですかね。いわゆる行政代執行をする場合においては、当然、後々もしその土地を持っている方であれば、その土地の担保に応じて金を徴収するという事は可能かというふうに考えております。

#### ○ 村上悦夫委員

担保するというのは、登記をつけるということですか。担保設定するんですか。

#### ○ 中村建築指導課長

国税の徴収、いわゆる税金等の徴収、それと同じような形での徴収方法でいいんじゃないかという形になるかと思えます。

#### ○ 村上悦夫委員

わかりました。そこまでやってもらわないと、これは意味がないなと思えます。

それと、目的は空き家の古いのが危険だから安全をキープするために、この条例でとりあえず景観もよくしようということをつくっていただいているんですけど、活用促進とありますね、ここに。その部分が実際にどのようにしてこれから空き家を活用していくのか。これは個人の財産ですけど、個人の財産をこのまま放置されるんですか、あるいはこれを利用して賃貸しませんかというようなことがこれから必要になってくると思うんです。

その場合に、一番地域で問題になっているのは、空き家でいつ壊れるかわからん危険を感じる部分の空き家と、それから、人が住める状態でただ今の特例の税金を逃れるために放置される方もみえると思います。また、高齢者がほとんど持っていると思います、そういう財産は。この場合に、活用を推進していく上において、行政が介在すれば安心して地権者も利活用に向かって同意をいただくことができますけれども、その他の方法で、例えば市場の不動産業を営む方が訪れて、この空き家を利活用しませんかというような形で持っていた場合に、高齢者はほとんど、いや、もう今さら人に貸してもし問題が発生するよりも、このまま放置しておけば税金も安いし放置していくんだという方がほとんどやと思うんですね。

そういったところを、今後、課題として活用促進していくという二つの目的の中の一つに値するわけですので、その辺の具体的な考え方、それから進め方を、やっぱりそうでないと空き家減っていかないんですよ。ただ壊れていく危険な誰が住んでいるかわからん状態の管理状態だということはこの条例でカバーできますけれども、実際の利活用をどう図るかということのほうは地域としては考えてもらいたいという問題があるかと思うんです。

ただ、前にも僕は申し上げましたけれども、やっぱり住宅政策の中でこの空き家の管理運営をどのように図っていくか。ただ、集落の中、あるいは団地の中で整備された空き家の子育て中の若い世代の方に借りていただくという方法によって地域との子育て支援にも乗っていくだろうし、ましてやまた、そのことで市営住宅の建設ばかりじゃなくて、自立した家族構成が地域の中に溶け込んでいただくことで生まれてくると思うんですよ。そういう思いが団地の空き家対策の中には必要であると。

そのために、じゃ、どのような政策がええかといった場合に、やっぱり、今、市営住宅には相当な資金を税金投入して個人の負担軽減措置を図って今やっているわけですよ。その部分を地域のそれぞれの過疎化していく中で空き家を大いに活用することで個人がそこに入居したい場合、子育て中の家族であれば、そういういろんな支援、市営住宅の補助金の制度、あるいはその部分をどのように行政が介在して空き家の促進、活用利用に対して住宅政策を打ち出すか、このことが一番大事な部分だと思うんです。

この空き家の適正管理の条例はこれで一本筋通していただくことは大いに結構です。あとは、じゃ、活用していくのはどうしたらいいのか。その他の空き家をどうするべきか。危険な部分はこういう条例で勧告し、命令し、行政代執行まで進める状態になった。じゃ、

その他の立派な空き家はどういうふうにやっていくんだというところがないと、この空き家問題は解決したとは思えない。やっぱり個性あるまちづくり、あるいは地域間競争の中で住宅政策を四日市は打ち出していないかと思うんです。

この間も一般質問でありましたけれども、菰野町、朝日町に土地利用は求められて、あるいは朝日町の団地は、これは住宅政策で固定資産税の軽減措置をわずかとったことによって、あれだけ若者が集中して買い求めた。この住宅が、今、売れないという時期にそれを可能にした。この事実があるわけです。四日市も企業誘致も大いにこれからやっていかないかん。その中で住宅政策がおくれていると思うんです。特徴ある住宅政策を打ち出す必要があると。それには、今、言いましたように、空き家を行政が介在して、そして何らかの補助制度を設けて住みついてもらう、こういうものを企業誘致とあわせてまちづくりに寄与していただくような状況をつくり出すことが一番大切やと思うんです。ですから、その辺を今後の問題でよろしい、取り組む姿勢が聞きたいということです。条例の今の議論については、私はこれでいいと思います。一番気になる部分を、今後の方針等を聞かせていただければ安心できます。よろしく願いいたします。

#### ○ 竹野兼主委員長

誰が答弁されますか。

#### ○ 川尻都市計画課長

今、村上委員のほうから中古住宅、空き家等の利活用についてご質問いただきました。先般、四日市市住生活基本計画を策定しておりまして、その中では、まだちょっと実現はしていませんが、空き家バンクの制度を四日市市でも導入していきたいということで、これは行政が介在することで、一般の不動産屋さんがやっているインターネットの広告に市のホームページなんかも利用しながらやっていくものでございます。

これは、実はずっと詰めておりますが、二つの業界団体がございまして、宅地建物取引業協会さんと、あと、不動産協会さんと二つの協会さんがございまして、この二つの協会さんと調整しながら、できるだけ早い時期にこのバンクの導入は進めていきたいと考えております。おくれっておりますが済みません。

#### ○ 村上悦夫委員

空き家バンクというのはほかの都市でもやっているんですよ、他都市でも事例があります。だけど、それを今やるんだったら、もう少し、僕が先ほど言いましたようなことも考え合わせて、そこに提案してもらいたいと思うんですよ。だから、住宅政策としてどうするんだという位置づけ。それがただ空き家ここにありますが、ここにありますがという、拾い集めるだけで情報を流すだけでは、これは四日市市が中へ入った行為ではない、実際には。ただ、市が調査しておるということだけで終わる。もう少し具体的に推進していくためにはどうしたらええかという、そういうところを考えてもらわんと意味がない。そういうことです。

○ 竹野兼主委員長

今後の考え方ですので、伊藤都市整備部長、何かありますか。

○ 伊藤都市整備部長

村上委員から空き家の管理だけではなくてもう少し広い視点、まちづくりという広い視点を持ってこれから検討するよというお話をいただきました。先ほど都市計画課長、空き家バンクの話もしましたが、それはそれとしてやっていくとして、これからどういうふうな政策といいますか、十分見きわめた上で委員が言われるようなこともずっと視野に入れながらやっていきたいというふうに思っております。

○ 村上悦夫委員

政策はやっぱり都市整備部でそういった関連する部分は、こういう政策提案するという動きを持ってもらいたいと思うんですよ。議員にも説明し、議会でも承認を受けるという流れをやっぱり自主的につくってもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

○ 森 智広委員

この空き家条例ですけれども、流れは十分把握できました。ポイントだけ確認したいん

ですけど、この条例制定の目的があると思うんですけど、これができることによって何が新たにできるようになるのかというところを確認したいんですよね。今までできておったことを明文化したものだけなのか、これを策定することによって例えば代執行ができるようになったとか、前からもできておったかちょっとわからないんですけど、その辺のできるようになることというのを教えていただけますか。

#### ○ 中村建築指導課長

先ほど森委員から質問をいただいた、今回の条例によって何が違うかということで、今、実は建築指導課ではこれまでも市内で約百六十数件そういう相談等を受けて、半数近く解消してきておるのが現状でございます。

そこで違うのが、建築指導課の場合は建築基準法という法のもとにこれまで行政指導という形をお願いという形でやってきました。と言いますのも、建築基準法では大規模な建築物、いわゆる不特定多数が入るような大きな建築物に対しては勧告制度、それから行政代執行がございますが、いわゆる住宅のような建物の場合は、法の条文の中ではそれこそ著しく危険な状態にならなければとりあえず何もできない。当然、法律の中においては、維持保全をしていくというのは法律には書かれてはおるものの、現実、それがなかなかできないということで、いわゆる任意の行政指導という形でこれまでやってきました。

ただ、今回、この条例ができることによって、先ほどご説明させていただきましたが、例えば勧告とか公表、こういうものが法に基づいて相手に対して牽制をしていくという効果は大きいのかなというふうに考えてございます。

#### ○ 森 智広委員

その勧告や公表が法に基づいてできるようになったということですけども、法というのはこの条例ですよ。というと、そのハードルが著しく下がるということですよ。自由に勧告、公表ができるようなんですか。この辺、判断というんですか、基準というのも明記されるということですか。

#### ○ 中村建築指導課長

まず、この資料の左側にフローがございますが、当然、相談とか情報提供を受けますと、私どもが現地に行って現場を確認します。そこで危険な空き家かどうかと、要するに管理



不全な状態かどうかの判断をします。これには当然、定量的な基準を定めて、それに基づいて、これまでもそういう形でやってきましたけれども、定量な基準に定めて、それを指導等やってきました。それがやはり年数がたっていけばどんどんどんどん悪くなっていく。その中で、先ほど言いましたように、公益性とか危険性、それから最終的に悪質性、こういう状態を段階を踏むことによって指導等を行っていくという形になりますので、今回、この条例をつくることによって、行政代執行というのは建築基準法の中にもございます。ただ、それまでのプロセス、これについては建築基準法では定めがなかったものですから、それについての定めという形でやれますので、この点は大きいのかなというふうに考えております。

#### ○ 森 智広委員

これまでは住宅に関しては著しく危険な状況という定量性で判断していたんですね、勧告、公表というのは。

#### ○ 中村建築指導課長

いわゆる勧告までいっていません、これまでは。これまでは、いわゆる相手に対する任意の指導でお願いをしていく。そのお願いの中には、最初は権利者の特定をまず測定作業をして、相手にこういう状態ということで文書を送付させていただいて、現実、現場を確認していただいたり、中にはこちらから現状の写真を撮って、今こういう状態で周辺にも危険な状態です、そういうアナウンスを相手にして、相手からこれまで半数近くはそういう形で動いてきました。

それ以上になりますと、これまでは法的な位置づけ、いわゆる条例等もございませんので、勧告等もなかなかできないという中で、任意でこれまでは行政でお願いという形でやってきたというのが現実でございます。

#### ○ 森 智広委員

先ほど住宅が著しく危険な状況でなければ勧告ができなかったとおっしゃっていましたが、一応、著しく危険な状況に至ったものがなかったということですか、そういうことでは。

### ○ 中村建築指導課長

住宅程度の場合は勧告というよりは、要するに命令措置が一気にいってしまうわけです。命令を発すれば、最終的には行政代執行というのもできなくないということなんですが、勧告という制度が住宅にはなかったということです。済みません、ちょっと間違っただけを言いましたけれども、住宅程度のものについては勧告というのはございません。いきなり命令という、著しく危険な場合は命令措置をなささいという形になっておると。大規模なものについては勧告をして段階を踏むことができたということでございます。

### ○ 森 智広委員

大規模は住宅じゃないということですよ。住宅でも大規模とかあるんですか。

### ○ 中村建築指導課長

マンション等の大きな、それは建築基準法の中で定められた不特定多数の者とか大規模な建築物、いわゆる鉄筋コンクリートのような大きなもので、その影響によっては周辺に影響が大きく及ぼす、そういうものについてはまず勧告をしてやっていきなさいという形になっておるわけでございます。

### ○ 森 智広委員

もう少し、要はこの条例ができることによって、命令の前の勧告とか公表が今までできなかったのができるようになったということですよ。となると、別に行政代執行の数がふえるとかふえないとかというわけではないですよ。

### ○ 中村建築指導課長

行政代執行はこれまではやってこなかったんですけども、それまでに勧告等で相手の方が応じていただければ、それはそこで建物をきちっと修理していただくとか、最悪の場合、除却していただければ、当然、行政代執行まではいかないんですが、中にはやはりそのまま、いわゆるこちらから連絡しても全然返事がないとか、現場の状況がどんどん悪化していく、そういうものがどんどんふえていく可能性があるから、今回、命令、行政代執行まで規定をすることによって、ある程度牽制させていただくということも効果としてあるのではないかとこのように思っております。

## ○ 森 智広委員

今までもできたけど、明文化することによってよりやりやすくなるというか、そういうことなんですか。命令、代執行という工程は今までもあったわけじゃないですか。それを使われなかったと。それは条例制定しても命令、行政代執行という課程、工程はあるわけですよ、勧告、公表を行った後に。命令、行政代執行のハードルが下がるのかどうかということですよ。下がらなければ、今までやってこなかったのと同じようなことになりますよね。どうなんですか。

## ○ 中村建築指導課長

確かに著しく危険な住宅が存在すれば行政代執行していく必要があるわけですが、ただ、その定量的な基準というのがなかなか難しい。結局全国的にこういう条例をやはりつくっておる意味合いというのは、これ、全国で今355市町村が条例化しておる。その中には当然建築基準法を運用しながらやってきておるわけなんですけど、やはり建築基準法の中では行政代執行までいきなり、いわゆる相手に指導しておいていきなり行政代執行いくという、そのハードルというのが余りにも高過ぎて法律で手がなかなか出せなかったということで、今回、条例においてはそれを段階的に法律に基づいて相手に指導等の措置ができるということで、徐々にやっていけるということが大きいのかなというふうに考えております。

## ○ 森 智広委員

そうすると、明文化されるものと中の実態とはちょっと違うと思うんですけど、だから、勧告、公表を得ることによってより命令、行政代執行をやりやすくするというか、法律に基づいたプロセスを踏むことによってできる可能性が上がるということなんですね。

## ○ 川村幸康委員

逆と違うの。俺は逆と思っておるんやけどな。今までも秩序で守っておったけど、なかなか危なくなったら壊すかということで大体秩序で自治を維持してきおったのに、老朽化したの、だんだんとそれが社会の変化とともに壊さんよになったり、人に迷惑かけても俺の財産やでええやないかという話がふえてきてこういうのをつくってきたんやろうけど、

逆に行政が今までうまく個人の財産、個人で管理してもらおうという原則でやってきたのがなかなか守られんようになってきたもんでこういうのをつくってきたと思うんやけど、実際にはこの条例つくるのは賛成なんやけど、役所の仕事もふえるなどは思っておるんやわ。

だから、よっぽど覚悟をしてこの条例制定せんと、一つは管理不全な状態が、そのおそれのある状態って物すごい判断困るやろう。今までも集団的自衛権が何かのおそれのある状態って、まず困るんやな、ここが。それから、4条で市民にやっぱり積極的に協力するように努めさすということをする、今度、市長がその情報をもったら、今度は実態調査せなならんようになってきて、最終的には中村さん言っておったけど、勧告でこれは期間を定めて勧告することができるとなつとるわな。そこまでいくと、行政の仕事が物すごく明文化されるわけやで、ある意味、全部、努力義務規定やでという話の世界で終わらんところも出てくるおそれはあるということ、私から見るとな。

だから、今までは行政がそこまでこういうことに細かく采配せんでも、住民自治の中で秩序的に維持されておったもんが、せんのがふえてきたんやで、逆にそれに行政が一つ一歩前へ出ていこうとすることやで、よっぽどそれは条例制定に当たっては行政の仕事ぶりとかちゃんとやらんとあかんし、逆にこの条例ができたことによって、市民から情報提供を受けたときに、これ、どうするのかなと思っておるよ。それこそ不法建築なんかがあった場合には、それはまずシャットアウトやろうな、不法建築でだめですということ。ちゃんと登記したやつしかできやんのか、そこらも含めて、よっぽどやるときには、条例制定されたらどんなことが起こるかというのは、村上さん言っておったことも含めて、現実を想定しておかんと、結構、俺はきつい仕事になるん違うかなと思うわ。俺んところにも、二、三軒周りがあるでさ、瓦飛んできそうな家。情報提供したら、役所、実態調査来てやらなならんようになるわけやろう、これ。やらんだら、今度は何でやって、この条例できたやないかという話になりかねやんの、それはちゃんとやっぱり内容までを、そしてこの条例つくる成果をどう見るかによって違うやろうで、そこだけやわ。

## ○ 中村建築指導課長

先ほどおっしゃられるとおりでございますけれども、ただ、今回この条例ができたらずぐに1からかというものではなしに、これまでも対応はしてきてございます。実は先ほども言いましたように、百六十数件、10年間でやって、最近、一昨年は二十数件が去年の1.5倍の38件ぐらいにいわゆる相談とかという件数がふえているのも実情でございます。

実際、この条例ができれば、各地域からいろんな声が上がってくることも、その辺は覚悟してございます。

実際に他市でこの条例をつくったら、情報が3倍近くやはり集まってきて、それを当然、少しずつやっておるのは現状でございますけれども、でも、ある程度この条例をつくることによって市民意識を高めていただくというのも一つかなと。ここの条例にも書いてあります。あくまでまずは自身、自分の財産ですから、自分はそれをきちっと管理していただくということをまずやっていただくというのが、これ、今後アナウンスしていくわけでございますけれども、まずそれが大事なわけですので、行政が手を出していくのは最終的な話というのは現実ですので、そういう意味合いからは、この条例をつくることによって市民の方にも今の現実、それから、今後やはり自分は利活用できなくなったものは何らかの形でほかで利活用していただくよう意識を変えていただくと、そういうことも必要かなというふうに考えてございます。

#### ○ 川村幸康委員

だから、やっぱり原則は自己責任で、自己責任なくなってきた人にどうするかというところの部分で行政は少し前へ向くよという話で、あくまでも原則はやっぱり自己責任を言わんと、空き家条例できましたよという、何となくそれでかという話やろうけど、原則アナウンスはやっぱり、多いわけやん、四日市もこれ、どんだけ、えらいことあるやん。1400戸そういうのがあるわけやろ、空き家の総数が。かなりあるわけや。それに対してやっぱり見過ごすことは行政的にもできやんでということで行くと、やっぱり最初に原則は何なんやといったら自己責任やろう。そこも言うていかんとな。それと並行してこういう空き家条例をつくって行政やりますよという。逆になるとまた妙な話になっていくで、空き家条例あるでという話だけでは違うと俺は思うわ。それは意見で。

#### ○ 三平一良委員

こういう住宅の中には、所有者がお亡くなりになって相続がしていないというところがようけあると思うんやわ。そうすると、税の徴収でも同じですけど、非常に複雑で期間が長くかかるというふうな、適用するまでにかかるというようなことがあると思うんやけど、そんなときはどうするの。

## ○ 中村建築指導課長

冒頭でもお話しさせていただきましたように、実はそういうものも現状としてございます。例えば権利者の方、いわゆる戸籍等で追うと、お亡くなりになると当然子供さんとかいくわけですが、そこで相続放棄されると上へ上がって行って、今度は兄弟とかというところへずっと末広がりになっていく、そういう、今現実抱えているものでも、50人近く権利者があるものも中にはございます。それはもう追うことだけは追った上で、相手にきちっとその辺のアナウンスをしていかないことには中途半端にはできませんので、あくまで個人の財産をまず誰が所有者か特定をすることによって、相手に対して今の現状をアナウンスしていくという作業はこれからもしていく必要があるのかなというふうに思っております。

## ○ 三平一良委員

だから、そうすると、相続人全ての方に周知をしてというふうな事務をせんならんわけやわね。そうすると、かかれやん場合がたくさん出てくるのかなというふうな思いがするんですけどね。

だから、こういうようなものは、そういう条件のものがたくさん出てくると思うんやわ、古いものやでね。

## ○ 山本都市整備部理事

三平委員から言っていたように、なかなか非常に追いつらいのも事実ですし、まだ税の台帳を我々が使うというところは法的に許されておられませんので、この辺も法律自身も少し変えていただかないと、なかなかスピーディーに調べることはできないというところがあります。

ただ、国会のほうでもいろいろご審議はいただいておりますが、今回の法ではちょっと先送りになったようですが、やはり根拠法令を変えていただかないと、なかなか市民に身近な行政団体として執行しかねるところもございます。このまま地方自治体として要望も申し上げながら法整備はお願いしたいところではあります。

## ○ 三平一良委員

それはそれとして、人が使用していない市営住宅というのがあると思うんやけど…。

○ 山本都市整備部理事

一戸建てで空き家になったものについては、老朽化したのは除却させていただいておりますが、例えば5軒で一つの長屋形式になっているものがあって、その中にまだ1戸だけお住まいでという物件ですと、それについてはございます。ですから、その辺の方々には市営住宅課のほうからちょっとほかのところに移り住んでいただけないかというようなお願いをして、なるべく管理戸数を減らそうとしているのは現状としてはございます。

○ 三平一良委員

そうすると、そういうものについてはここにカウントしていないということで理解していいですか。

○ 山本都市整備部理事

ここの戸数にカウントさせていただいているのは、そういうものは含めさせていただいておりません。あくまでも人のお住まいがない建物のほうを統計学手法でやっていただいておりますので、私どもが把握している分の7倍から8倍、統計学上はあるという格好です。これ多分、この業務を始めると一挙に来るのかなというのは覚悟しなきゃならんところではあろうかとは思っています。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 森 智広委員

先ほど税務台帳みたいなのは見られないとおっしゃいましたけど、それは国の法律なんですか。例えば条例とかでは定められないんですかね。

○ 中村建築指導課長

あくまで税の情報というのは、こちらが例えば空き家等で使うことになると目的外使用になりますので、それは基本的にはだめだという形になっております。

○ 森 智広委員

地方自治体の裁量でもそれはできないということなんですね。

○ 中村建築指導課長

あくまで法律ですので、それはできないというのが、今、原則になっております。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、これより討論に入ります。

討論ございましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第9号四日市市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第9号 四日市市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]



○ 竹野兼主委員長

委員会始まって1時間以上経過しておりますので、11時半まで休憩したいと思います。  
11時半から再開をよろしくお願いいたします。

11:17 休憩

---

11:30 再開

○ 竹野兼主委員長

時間が参りましたので、委員会を再開いたしたいと思います。

それでは、続いて、議案第16号市道路線の認定について説明を求めます。

議案第16号 市道路線の認定について

○ 清水道路管理課長

議案第16号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回認定しようとする路線につきましては17路線でございます。先ほどと同じく、都市・環境常任委員会資料の2ページをごらんください。

資料に記載のとおり、ナンバー1、別名92号線から、ナンバー17、東阿倉川31号線までの計17路線で、いずれも開発行為による帰属でございます。

説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

討論なしということですので、議案第16号市道路線の認定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第16号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 川村幸康委員

賛成しというんやけど、河原田小学校の近くの河原田120号線の14番の案件、14番ってありますやろう。14番のやつの入口というのは左側になっておって、行って、間口広がって、前の道路なの、どうなっておるのかな。この形を見たとき、普通の突き当たりの家とは違うような感じもしたけど、どういう区分けなんかなと。

○ 清水道路管理課長

済みません、突き当たりにつきましては、開発でできた水路敷になります。

○ 川村幸康委員

そうすると、水路敷やで、メーター足らんでぼこっと広がっている形なのかな。こうせんと帰属できやんのやな、これは。普通すとんといくようなやり方やないですか。普通はその前のページ見ると、議案書の119ページのあたりもさっきすとんといくやん。これは何かぼこんと膨らんでおるもんで、どういう考え方かなと。

○ 清水道路管理課長

図面の一番右側に二つの宅地があると思うんですね、水路敷を挟んで。こちらの宅地に出入りをするがためには広げないと道路が接道しませんので、そういう形で広げてある形になっています。

○ 竹野兼主委員長

よろしいですか。

○ 川村幸康委員

水路敷はカウントせずになるの。水路これ大きいわけ、広いわけ、かなり。かなり水路広いの、これ。

○ 松田道路管理課課長補佐

こちらの水路幅は、施設の水路幅と管理通路ですね、水路管理者の。それを含んで幅員が確保されています。

○ 川村幸康委員

普通の水路より少し広いんや、敷地というか、河川敷みたいなやつやろう、横に広さがあるわけ。わかりました。

○ 竹野兼主委員長

済みません、それでは、発議第6号リニア中央新幹線三重・奈良ルートの実現及び中間駅「四日市駅」誘致を求める意見書の提出について、質疑を行いたいと思います。資料の説明を、理事、お願いいたします。

発議第6号 リニア中央新幹線三重・奈良ルートの実現及び中間駅「四日市駅」  
誘致を求める意見書の提出について

○ 山本都市整備部理事

発議第6号に関しまして、私どものほうで同盟会活動をさせていただいておりますので、その現状について少しだけご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料のほうの1ページから8ページでございます。

先に後ろのページの8ページをごらんいただきたいんですけども、現在、リニア中央新幹線につきましては、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして平成23年5月26日にごらんのような整備計画が決定されているところでございます。それで、その下のほうにありますが、その他必要な事項のところ、主要な経過地、このところで一番最後に奈良付近というのが書かれている。これがいわゆる三重・奈良ルートの根拠となる経過地等が奈良市になっているという現状でございます。

それでは、1ページから、戻っていただきたいと思っております。

この資料につきましては、今年度の6月4日、今月上旬にございました全国大会としてのリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の総会資料でございます。この総会のほうで2ページ、3ページになりますが、大きく決めていただいているところといいますのは、先ほどの新幹線整備促進法に基づく計画の段階が進んでいる中で、国そしてJR東海に向けて要望しているところでございますが、環境影響評価書、そして工事実施計画を早く上げろというところ、そして、名古屋までの整備については発表されましたので、名古屋、大阪間の影響評価を早くしてルートを決めろというようなところを要望書、決議書のほうでさせていただいているところでございます。

そして、4ページのほうになりますが、これは、三重・奈良ルートに関係する三重県と奈良県で平成24年につくった2県でやる建設促進期成同盟会のものでございます。平成25年10月にさせていただいた第3回のものでございます。

それで、5ページのほうをごらんいただきたいのですが、この期成同盟会として言わせていただいておりますのは、平成23年5月に発表された整備計画に基づいて、三重・奈良ルートを早期に公表して発表してほしい。そして、それにおける中間駅についても、便益が紀伊半島全体にというところで、奈良のこととか三重のことではなく、紀伊半島全体に影響があるような形で早く整備をしてほしいというところを要望させていただいております。

来月の7月2日にも三重県の期成同盟会の大会がございますが、今、同盟会といたしましては、名古屋から大阪間のルートについて早く決めてほしい、そして、中間駅についても紀伊半島全体で便益が発生するようにしてほしいというのを要望事項に上げて進めさせ

ていただいているのが現状でございます。

私からは以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

意見書の趣旨はお聞き及びのとおりです。

ご質疑及びご意見の表明などがございましたら、発言をお願いいたしたいと思います。

#### ○ 川村幸康委員

今の説明の中で、三重・奈良ルートでいってほしいという話をしておるということなんですけれども、この期成同盟会にそうすると、こっちの意見書の中では京都ルートを推奨する京都府が熾烈な誘致運動を展開しているという対立が起こっているということなんやろうけど、期成同盟会の中では起こっておるの、起こっていないの、京都は入っておるの、これ。

#### ○ 山本都市整備部理事

京都府さん、京都市さんはこの全国組織での同盟会には入っておられません。京都府さんは平成23年か平成24年ぐらいから少し動きを活発化されて、関西広域連合のほう、要するに大阪を中心としたエリアの自治体の広域連携なんですけど、これには奈良県さんが入っておられないことから、関西広域連合としては京都ルートを打ち上げて活動されてみえるというところの現状はございます。

#### ○ 川村幸康委員

そうすると、ここに書いてある三重・奈良と京都ルート推奨、京都府が熾烈な誘致運動展開していますということには、京都府は期成同盟会には参加していないということは、そういうことではないんやな、これ。だから、ここの文言が少し私はよくわからんのやけど、意見書の中では実態とは少し違うんかなと思っておるもので、だから、期成同盟会と一緒に入っていて京都と熾烈な展開しておるといふならこの文言でいいかなと思うんですけど、意見書も。ここらが、今、行政の説明を聞くと、三重・奈良ルートのこっちが勝手に思い込んで意見書出すだけの話の世界に聞こえたものでどうなんかなと思って、そんだけやな、ええのかな議会としてと思って。だから、期成同盟会に同じく入っていて、京都

と熾烈な争いをしてという話の世界なら多分ええのかなと思う気がするけど、もし意見書直すということはできへんやろうけど、行政の説明聞いておるとちょっと違うのかなと思っただけ、そんだけ。

#### ○ 森 智広委員

この意見書を提案させてもらった立場からご答弁というかご意見させていただきますけど、期成同盟会の枠組みの中では京都は入っていませんのでこういう議論になっていないですけど、全国的に見た報道からすると、やはり京都ルートと三重・奈良ルートというのは二つあって競争を行っているというふうには全国的に報道されていて、日本各地の方においてもそういった認識ではいると思うんですよ。やっぱりそこも押さえておきたいなというのがあって、あえて記載させてもらっています。

#### ○ 村上悦夫委員

この意見書、提案されている議員が、見てみると、この都市・環境常任委員会で4名みえるわけですよ、委員長初めね。ここで議論というのはおのずから提案された議員が4名おって、あと残り4名という形になるわけですよ。

そこで提案ですが、ここでこの意見を取り上げて議論するのも、今、少し行政のほうの進み方とこの意見書との接点が少しずれている状況だということが伺えた。ですから、ここで議論するのもやめて、全体会でこの問題は協議してほしいな。

#### ○ 竹野兼主委員長

済みません、村上委員。これについては意見書ですので、最終日の本会議のところで多分採択されるかされないかというのが最終的な判断になると思います。その中で、今、川村委員も言われた、意見の部分は今こういうところで、結果が出る可能性が高いからという意味合いでのご発言だと思われるんですけど、問題の部分のところで言えば、発言をいただいて、そういう意味合いでのこと。そして、これにつきましては修正を強く求めるという部分は提案ができる状況にはなっております。ですから、もし修正をこういう形にしたいという意見表明があれば、休憩をとらせていただきますので、その修正案を提示していただいて改めて諮るという形で進めることになると思います。

## ○ 川村幸康委員

是が非でも意見書を出してほしいとか、出さんといてほしいということではないんやけど、四日市市議会として意見書を出すからには、他の自治体が見たときも議論をされて、ああ、こういうことで意見合意されて集約されたなというものを出したほうがええと思っておるんですよ、後世にも残るわけですから。

短い期間でリニアができるまでの間欲しいというのは後世にも残って行って、こういう決議でこうなったという話からいくと、例えば幾つか考え方があって、一つはやっぱり期成同盟会の中でやってきた中で、四日市駅とか亀山駅とかいうんでいくと、今の森さんの論法でいくと、亀山ということは周知の事実とみんな知っておるところもあると思うんですよ、ある意味、亀山の駅を。そこのところは、さっきの森さんの言い方でいくと、それがほかのところでもみんな京都ルートと三重・奈良ルートで争っていることを知っているという話の一つ。

そんなことでいくと、例えば期成同盟会のグループの中に三重県も入り、亀山市さんも入っている中で、今回、初めて四日市市がのろしを上げるみたいな雰囲気になる中で、亀山市との整合性とか、露払いというか、そういうようなもんがあってもよかったんと違うかなというのが私の中にはあるんさ。

だから、同じ同盟会の中で、今度はやるならやるで手順を踏んで、対立せんと合意を求めるといやり方もあったんかなと思うと、いきなりぼんと打ち上げる感じもあるので、そこらが、それは市議会、市議会の意見書の考え方やでというんならええけれども、そこで四日市市議会の格というか、品格というか、そういうようなもんがあると思うし、私は。

それから、もう一個、この文言でいくと、やっぱり期成同盟会に入っていない京都ルートとの熾烈な争いというのは、そういう意味で言うとゲラばなしの世界やと私は思っていますので、そこらを少しやっぱりきちっと見直したほうがええのかなという意見だけは申し上げておきます。そこら辺がもし対立せずに合意ができるなら、そういうものの方向性を探してほしいなというふうには思っております。

## ○ 竹野兼主委員長

今、言われた対立というか、これ、本会議場で一般質問の最終日のところに提案されて、それに対する共産党議員のほうの質疑もありまして、その中の考え方の中では提案者としては回答というか、それに対する答弁をいただいたところです。その中で、川村委員が言

われるみたいに、亀山市と、それから四日市市が大きく行き違いというか、仲たがいをするという意味合いではなくて、まだ本当にきちっと決定がされるのではないかというあくまでの中で、もし決定が覆る、覆らないじゃなくて、四日市市もあるよという意味合いでのアピールをしたいという意見だったので、僕はたまたま村上委員のほうから名前が書いてあるやないかと言われた部分に対しては、これを都市間の各市同士の言い争いになるという意味合いではなく、言っておくのはそれだけでも言っておかなければ、アピールしておくのは重要なことかなというふうなもので、一応、僕は賛成のところにな名前を書かせてもらっているところなんですけれど、今、川村委員が言われたみたいに…。

### ○ 川村幸康委員

だから、委員長の言うのも考え方で、政治にはいろいろあるけれども、自由はあってもいいんやけど、ゼロからの自由なやり直しもきかんで、もしこういうことを出すのであれば、亀山市さんに一言、四日市市もこうやって意見書出しますでというような話の世界の事前があって、それで正々堂々と亀山市さん、四日市市も誘致の話は上げさせてもらいますというようなところがあってもよかったんかなと思うんや。

自由やに。そうやけど、やっぱりそういうことでいくと、手続的には一言亀山市に、もし今までの流れで期成同盟会で四日市市も亀山市が上げていること行政側も認識しておるわけやで、そこらを俺はあってもええのかなと思っておるだけや。だから、ゼロからのやり直してなかなか聞かんで、やっておいてからこういうことなんやという話にはならんで、順序かなと思って。

### ○ 加納康樹委員

いろんなご意見確かにあるところだと思いますし、今、出ている意見でいくと、川村委員おっしゃったところの、三重・奈良ルートと京都ルートの文言が折り込まれているのはどうかという、この問題提起は、私はそこは問題じゃないと思うんですよ。きょうの理事者の冒頭説明があったように、大臣決定にあるように、奈良市付近を通るというところが刷り込まれている以上、それを主張するということに関しては何ら問題ないと思っています。

ただ、四日市駅というところを市議会という立場でありながら、ちゃんとぽんと上げていくところはどうかというのは議論を当然しなきゃいけないところだと思いますし、



紳士云々でいくのであれば、それは確かに亀山市というよりも亀山市議会さんに事前にと  
いう川村委員のおっしゃることもわからなくはないです。

ただ、とはいうものの、この発議をされた議員の方々が、じゃ、その四日市駅という名  
称を削る云々というところで折り合いがつくのかというと、その辺のところも非常に疑問  
なところもありますので、そここのところを含んだ上で修正云々という言葉も早くから飛ん  
でいますけど、別に粛々とこの意見書に対しての委員会としての丸かバツかをつけていく  
というのも大事なことなんだと思いますし、もし折り合いがつくという可能性が発議者の  
皆さんであるのであれば、そういうことで委員長で計らっていただく必要もあろうかとは  
思います。それは発議者及び委員長のご判断にお任せしたいと思います。

#### ○ 竹野兼主委員長

今、加納委員から意見をいただいたところですが、その方法の部分、ご意見をいた  
だいたわけですが、これについてはこれに対して反対を表明されるのか、それともという  
ところで諮らなければ、これ、ちょっと議論としては、委員会としては進めづらいところ  
がありますので、もし、やっぱりこれについては少し反対だというのであれば挙手にての  
採決を行う必要があるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○ 森 智広委員

発議者の1人として意見させていただきますけれども、先ほど川村委員がおっしゃった  
京都ルートのことですけれども、これはこの意見書の中で別に肝ではないので、仮に削除し  
たとしてもこの意見書の本意は変わらないと思っています。ただ、私1人の意見ですので  
少し調整させてもらいたいので、休憩をとっていただきたいなと思うんですが、い  
かがですか。

#### ○ 川村幸康委員

是が非でも反対じゃないもんで、合意がとれるんなら対立なき合意を求めたいなと私も  
思っています。特に文章的にあるとすると、やっぱり私は、この、現在から京都府が熾烈  
な誘致運動を展開していますまでのところは、少し今の行政側の説明を聞いても違うかな  
という気がするだけです。あと、四日市駅というのは、四日市市議会が出すんやで、四日  
市駅のまま、私は別にええけれども、できれば、ただ、亀山市議会とか、加納さん言った

ような、少し紳士的に向こうに言うておく必要があったやろうなという気はするだけで、それだけです。

#### ○ 森 智広委員

川村委員のご指摘、ごもっともなんですけれども、ただ、今回の意見書発議は全体で取り上げている意見書でないものですから、有志の議員での発議ですので、これが本会議で可決、否決されるか見通しがつかないという中で、まだ大勢も読めない中で亀山市さんに言ってもちょっとどうなのかなというのがありますし、まず、四日市市としての、これが採択されるかどうかというところに私は、まずここにかけていきたいというか、それが一歩かなと思っていますので、筋論はあると思いますけれども、その辺は有志の発議ということも踏まえてご理解いただきたいなと思います。

#### ○ 川村幸康委員

理解しますので、だから、言っている、京都だけは私は文言からいくと少し修正してもらえると賛成できるかなという思いがあります。

#### ○ 竹野兼主委員長

わかりました。

#### ○ 中村久雄委員

ちょっと別の観点で質問なんですけれども、ここで三重県、奈良県は本当に新幹線もないので、リニアが通るというのは非常に経済にとっても大きいかなと。おっしゃってみえた紀伊半島全域の利益になるようにと、利便性になるようにというのはよくわかります。奈良県の十津川村が東京から一番遠いんですよね、時間かかるのが。本当にあそこ、紀伊半島で意外に不便なところですので、そういうことがいいかなと思います。

ただ、今回、亀山市という名前が上がってきたのは、やっぱりリニアのスピードが速いということやったり、工事のルート全体を考えたときに、何か上がってきたかと思うんですけど、今回、今まで亀山市と聞いておったやつが四日市市手を上げると。もう一つの奈良県の間駅の状況なんてはもう押さえてられるんでしょうかね。奈良県で中間はどの辺にするとか、どういう議論になっているとかありましたら。

### ○ 山本都市整備部理事

中間駅につきましては、各県とも地名を上げて活動しているわけではありません。亀山市は実験線を誘致しようとしたとき、昭和53年か昭和54年やったと思いますが、山梨県と戦って敗れた側というところがあって、亀山市さんはリニアの誘致をというのをずっと続けてこられたというところがあります。

奈良県さん、奈良市さんについては、きちっと明文化されておりますので、三重県は亀山市付近とかと書いてあるわけではありませんので、やっぱり奈良市付近というところで名前が上がっておりますので、そういう形で、同盟会としては動かさせていただいておるといのが現状ではございます。

### ○ 森 智広委員

奈良県の状況を補足させていただくと、奈良市付近と明記されているんですけども、今まで奈良市付近、奈良市だという暗黙の了解できていたところが、大和郡山市と生駒市、天理市、3市が2年ぐらい前に手を上げました。今は天理市が退いて、奈良市と大和郡山市と生駒市、3市の要は誘致合戦が、今、繰り広げられています。ですから、奈良県も一枚岩でないと私は認識していますけど。

### ○ 中村久雄委員

というところでしたら、この三重・奈良ルート、もう一つ出た京都ルート、京都が是が非でもこっちに来てほしいという中で名古屋から大阪へのルートが決まっていない状況で、こっちの三重・奈良ルートが内輪もめしている間にそういう不利な状況に働くようなことは考えられんかなというふうな危惧はしておるんですけど、そんなことはどうですかね。

### ○ 山本都市整備部理事

私どもはやはり整備計画書に奈良市付近とあるもんですから、三重・奈良ルートで同盟会活動をさせていただいて、そして、奈良県を通過していただけるのであれば、多分、三重県内はどこか通るであろう。そして、JR東海は県内1駅はお約束をするというような形を言っておられますので、まずは奈良ルートで確定しないと三重県には少なくとも駅ができない可能性が出てくるというところで同盟会活動として頑張らせていただいておりますとい

うのが現状ではございます。

○ 竹野兼主委員長

そうすると、今、いろいろさまざまなお意見いただいたところですけど、これ、そうすると修正ってできる部分なんですかね。今の話を聞くと、三重・奈良ルートというのがあくまで基本にあって、期成同盟会。今、森委員のほうから修正を考えるというような話していましたが、それというのはできるんですか。

○ 川村幸康委員

いや、だから、もうさっき休憩って言ったんやで休憩として、合意ができるかできやんかだけ尋ねてもらうて、できやんのやったらできやんで採決やわな、そのまま。そんだけの話や。できるだけ全会一致をしてほしいなという思いを私は述べただけで、それに対する発議者の方々の考え方をどう取りまとめていただくかという時間がいただければということで森委員は休憩を言ったんだと思っていますので。

○ 竹野兼主委員長

わかりました。

それで、ちょうど12時になりましたので、1時再開。そして、その間に少し協議をさせていただいた後、採決に進めていきたいと思います。

12 : 00 休憩

---

13 : 00 再開

○ 竹野兼主委員長

それでは、委員会を再開いたしたいと思います。

インターネット中継始まりましたので報告させていただきます。

それでは、発議第6号について、午前中の川村委員からのご意見をお受けしまして文案の調整をご協議いただいていたと思いますが、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

午前中の最後のところで大体まとまっていたような気がするんですが、川村委員からおっしゃっていただいた、今、出ている発議をされている意見書の3段落目、現在からの2行ちょっと、3行、これを削除する形で委員会として修正をして、その委員会修正案についてこの場で諮ったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、そのようにさせていただきます。

配ってください。

皆さんにお配りいたしました、先ほど加納委員のほうから提案のありました修正案でございます。

修正案で採決を行わせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、発議第6号リニア中央新幹線三重・奈良ルートの実現及び中間駅「四日市駅」誘致を求める意見書の提出につきまして、修正案を採択することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。全会一致で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

[以上の経過により、発議第6号 リニア中央新幹線三重・奈良ルートの実現及び中間駅「四日市駅」誘致を求める意見書の提出について、採決の結果、全会一致で修正可決すべきものと決する。]

○ 竹野兼主委員長

それでは、発議全ての部分につきまして終了したいと思います。続きまして、都市・環境常任委員会協議会に移らせていただきます。

13：06 休憩

---

(13：06～16：25 協議会)

16：25 再開

[常任委員会]

○ 竹野兼主委員長

先ほどもお話しさせていただいたように、議会報告会と行政視察、それから、休会中の所管事務調査について、ちょっと皆さんにお諮りしたいことありますので、よろしく願います。

皆さんのお手元に、議会報告会の進行する事項書をお配りしてあると思いますが、これについて、資料については正副委員長のほうで用意させていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

そして、挨拶は私、そして議会報告という部分のところ、これは去年の委員会では副委員長が大活躍をしていただいたという話を聞いておるんですけど、今回もそのような

形で副委員長のほうにお願いしてよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、そのようにお願いいたしたいと思います。

それでは、行政視察について、7月15日から17日の行程が皆さんのところに配付してあると思いますが、この日時と行程について、これで決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、これを7月8日の議会報告会におきまして、切符などの関連の資料は皆さんにお渡しさせていただくということをご了解いただきたいと思います。

そして、先ほどお話しいただきました中で、休会中の所管事務調査についてなんですが、シティ・ミーティングの司会は副委員長じゃなくてどなたかしていただく方いらっしゃいますでしょうか。

○ 川村幸康委員

交互にやったらええやん。最初、森さんやったらええやん。次のときに中村さん、もう一遍森さん、中村さんでもう決まりやん。俺が決めたらあかんけどさ。

○ 竹野兼主委員長

お二人の中で話し合っていて、これはまた後ほど報告させていただきますが、中村委員か森委員のほうでしていただくということで。

○ 中村久雄委員

議会報告会のこの日なんですけど、ちょっと私、東京のセミナーの帰りなので、時間が多分、準備の時間、18時半には行けるんじゃないかと思うんですけど。

○ 川村幸康委員

なら、森君、やってやって。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、そうしたら、今意見いただきましたので、交互ということで確認させていただきます。

それでは済みません、休会中の所管事務調査についてなんですけれど、先ほどもお話しさせていただきましたが、今回の上下水道局の関係のものについて進めていきたいと思えます。

日程なんです。

それ以外に何かございますか。

○ 加納康樹委員

一応、2日程とると思うので、もしお願いできたらと思うんですが、逆にこれ、ちょっと私も都市・環境常任委員会を離れて久しかったので、ずれていたら、委員長もしくは都市・環境常任委員会にずっといらっしゃる村上先輩あたりからご指導もいただきたいんですが、きょうの午前中の都市整備部とのやりとりでも言葉出てきましたけど、宅建協会さんとの意見交換というのか、空き家バンクがどうしたこうしたというのもぼろっと聞こえてきたので、そういうふうなところをこの委員会として受け皿としてやるというのはどんなもんなんだろうという、こんな漠然とした振り方もいかがかと思うんですけど、議員と宅建協会さんと意見交換をされたことがあるというのは聞いたことあるんですが、この場がいいのかどうなのか、その辺のところも含めて。

○ 竹野兼主委員長

意見交換会ということですか。

○ 加納康樹委員

意見交換がこの場がふさわしくないのであれば、空き家バンクがどうしたこうしたという話も出てきたので、その辺と絡めてご意見をいただけるという場を設定するというの



はいかがかなと。

差しさわりがなければそんなのも、こういうところに突っ込むのはいいのかなという。

○ 竹野兼主委員長

項目として2項目程度は可能かなと思う。ちょっと議会事務局どう。

○ 濱瀬議会事務局主事

項目としては2項目選んでもらうことは可能かと思いますが、挙げさせてもらっている日程、そもそも皆さんの予定がとれるかどうか。もし1日とかしかとれないということであれば、まず、新南五味塚ポンプ場の件なのかと思いますが…。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、とりあえずまず日程だけ見ていただけますか。7月24日かもしくは25日午前です。24日か25日だめな方っていらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

○ 森 智広委員

もし先生とかお呼びになるんだったら、候補日を二つくらい設けないといけないので。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、済みません、7月24日か25日のほう、両方とも今のところ無理だという方がいらっしゃらないので。

○ 川村幸康委員

7月24日は午後もですか。

○ 竹野兼主委員長

午前だけになっておりますので、この2日間の間で大学の教授のほうに確認をさせていただいて、来ていただけるかどうか。

8月7日、8日はいかがですか。この日しかないんやんな。

○ 濱瀬議会事務局主事

そこで三重大学の先生にアポイントをとって、それがもしオーケーであればオーケーなほうに来てもらって、そのままその日に所管事務調査になると思いますが、オーケーでない場合はまた調整が必要になる。

○ 森 智広委員

8月7日、8日以外、候補日がないんだったら、中村さんに申しわけないんですけど、一応候補日として提示させてもらったほうがいいんじゃないですかね。

○ 川村幸康委員

8日の午後ならいい。

○ 竹野兼主委員長

私のほうも全国市議会議長会の8月7日って日程なっておらへんかな。

だから、8月8日しかあかんと思うんやけど。8日の午後で一応日程を用意させていただきますので、この中で来ていただける。申しわけありませんが、7月につきましては、1時半ですね。8月8日13時30分、そして、7月24日、25日はまだ確認をさせていただきますので、早急にわかり次第委員の皆さんに連絡させていただくことでご了解いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、7月24日、25日、どちらかの午前ということでよろしく願いいたします。10時からということでお願いいたします。

○ 森 智広委員

酒井先生にお越しいただけるのがあれば、先ほど村上委員とか川村委員がおっしゃった、土のサンプルのことも事前に見ていただくようなお声がけいただけたらスムーズに進むと思います。

○ 竹野兼主委員長

その辺は配慮させていただきたいと思います。

○ 中村久雄委員

同じ先生に来てもらうの。

○ 森 智広委員

それはわからない、済みません。それ、どうしますかというところです。

○ 竹野兼主委員長

先ほども言われたように、酒井先生がもし。

○ 三平一良委員

別の学者は別のことを。

○ 竹野兼主委員長

言われるかもしれませんが、そういう権威がある方が理事者と相談させていただいて、その中で。

○ 川村幸康委員

事実に酒井先生の言われることは言われることで尊重して善意に受け取ったらええと思う。違う学者が来たら違う学者の論理もあるやろうけど、サンプルを見て淡々と、意図的ではないと思うので、そこは信用してやったらいいと思う。ただ、もう一個考えないかんのは、これ、都市・環境常任委員会の休会中所管事務調査でやるんやけど、予算認めたのは予算常任委員会全体会で認めているわけやで、全議員にどうするかということがあるんや、テーマとしては。8億円やでな。一部局だけの話の世界と違って、これ、予算は予算常任委員会全体会で認めているわけやで、予算常任委員会全体会にどう、だから予算常任委員長にもどう、予算認めたのは予算常任委員会やで、条例とかそんなのと違うでね。だから、ここではあくまでも所管ということの中で専門性があるで報告が来たけれど、全

体への周知も含めてどうするかということがないと、我々のこの委員会では休会中に所管事務調査したでそんでしゃんしゃんという話にはならんかなという気もするけどな。金額的には大きいで。

○ 竹野兼主委員長

今の話でいけば、休会中の所管事務調査の報告というのは後々に皆さんに提示されるというのは間違いありませんけれど、そういうご意見があったということで、予算常任委員長とも相談させていただいて、その中で全体に報告、今も言われるみたいに、あくまで予算の部分に関しても一旦企業会計という部分のところで言えば報告のみで今のところの状況は原理としてはそういう形になっているということですので、その辺のところを予算常任委員長にもお話しさせていただく中でどんな対応ができるのかというのをまた一度話させていただく。

それで、休会中の所管事務調査のところまで予算常任委員長とお話しさせてもらう中でこういう話になったという結論を皆さんにご報告させていただければなと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

委員長に報告が行ったの。議長、予算常任委員長、都市・環境常任委員長に報告が行ったの、どっちなの。都市・環境常任委員長だけに行っておるの。

○ 竹野兼主委員長

多分、都市・環境常任委員長、正副議長には行かれています。

正副議長と、それから都市・環境常任委員会の正副委員長だと思います。

○ 川村幸康委員

どっちが先かというのは関係ないけど、予算常任委員長に行く必要はあったん違うかなと思っておるもんで、俺は。

○ 竹野兼主委員長

予算常任委員長には多分…。

○ 川村幸康委員

でも、そのまま流すわけやでさ、これ。

○ 竹野兼主委員長

でも、今言う企業会計においては、予算認められた部分の内部変更みたいなものは、今までに普通にあったということですよね。

○ 中村久雄委員

僕はまだ一期目で、議会の仕組みもまだわかっていないんですけど、上下水道事業管理者が企業会計と一般会計の違いで、企業会計の部分で、どうして議会の皆さんの意見が聞けるかというのをその部分を探るといふのと同じように、議会としても企業会計と一般会計の話をして議会事務局とどういう形で議会のほうでとか、これは常任委員会だけでやるのか、全員協議の予算常任委員会でこういう場合はしたほうがええのかというのをちょっと諮っていただいて、それを受けて日程に合わせていただいたらいいかなと思います。

○ 竹野兼主委員長

今、川村委員が言われたみたいに、こういう問題が出てきたというのは予算常任委員長のほうにはお話しさせていただいて、どんな対応するかというのをとりあえず伝えて、休会中の調査としては行う。その中での報告ができるような状況というのでどうかなと思っています。

○ 中村久雄委員

そうなってきたら、休会中の所管事務調査じゃなくして、全議員の予算常任委員会みたいな形になるんかわからんし。

○ 竹野兼主委員長

それは予算常任委員会にはならんと思うんですけど。

○ 中村久雄委員

それはわかりませんが。

○ 竹野兼主委員長

ただ、そういう状況があるというのをお話しさせていただいて、休会中所管事務調査の調査事項としてはそれを進めていくということをお願いします。

○ 森 智広委員

呼ばれる先生の整理はよろしいですか。一任。

○ 竹野兼主委員長

先生のほうは一任させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、一任。了解とらせていただきましたので。

○ 森 智広委員

先ほどみんなに周知したほうがいいというのであれば、参考人のときには、皆さんに案内を出されるとか、大丈夫ですか。そこはもうそれで…。

○ 川村幸康委員

それは委員長判断、委員会運営。

○ 竹野兼主委員長

ちょっと今出てきたところなので、改めて相談しますので。ということでもろしくお願いします。

じゃ、ご苦労さまでした。これで都市・環境常任委員会、終了します。あしたはありませんので。

16 : 40 閉議